

「鳥取県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」等に係るパブリックコメントの実施結果について

緑豊かな自然課

「鳥取県第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」等の改訂に当たり実施したパブリックコメントの結果を報告する。

＜今回パブリックコメントを実施した計画（案）等＞

- ①第12次鳥獣保護管理事業計画（H29～H33）
- ②第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画（H29～H33）
- ③第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（H29～H33）
- ④第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（H29～H33）

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成29年2月17日（金）から3月9日（木）
- (2) 募集方法：各総合事務所、東部生活環境事務所、県立図書館、各市町村役場でのチラシの配架
新聞広告の掲載、県ホームページ(とりネット)への掲載

2 応募結果

意見総数：58件（応募者数：16名）

3 主な意見及び回答・方針

①第12次鳥獣保護管理事業計画（案）について

No. 1	No. 2	意見等	回答・方針
1	1.	・日南町でそばを栽培しているが、有害駆除の人手不足もあり、イノシシ被害で困っている。	・計画p24「保護及び管理の担い手の育成及び配置」に基づき新規捕獲者の確保・養成を図ることとしています。
2	2.	・鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区の指定の見直しをすべきだ。イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマが増え過ぎ、鳥獣保護区内を荒らしている。	・計画p2にイノシシ、ニホンジカによる被害状況に応じて、既存の鳥獣保護区を有害鳥獣を除く対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域等への見直しを検討する旨を記載しています。
	3.	・鳥獣保護区の新規指定管理鳥獣捕獲等事業、対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域の見直しに賛成。	－
	4.	・農林業者自らが行う小型動物の捕獲をする場合、条件付きで狩猟免許を有しない者が許可対象者として許可できる旨に賛成。	－
	5.	・鉛中毒から鳥類を守るために指定猟法禁止区域の設定に賛成。	－

注) No. 1 は応募者毎の通し番号、No. 2 は意見毎の通し番号。以下同様。

②鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画（案）について

No. 1	No. 2	意見等	回答・方針
1	1.	・錯誤捕獲時も殺処分をお願いします。	・計画p20「段階的対応」、法令に基づき対応します。
2	2.	・人の生活ゾーン侵入した場合、原則殺処分として人命を第一に考えてほしい。	
3	3.	・一定の個体数水準を維持しながら、「人の生活ゾーン」に侵入した場合は殺処分としていただきたい。最新の被害の増加や目撃件数を考えれば、もはや殺処分を原則とするのもやむを得ないと思います。	
4	4.	・殺処分手続きの簡素化	
5	5.	・錯誤捕獲時も殺処分をお願いします。	
6	6.	・市街地に侵入した場合は、どういう対応をしていくのか。	・計画p21「段階的対応」の「緊急対応」により、現地対策本部を設置、対応しています。

7	<p>7. P15 ③錯誤捕獲の防止と捕獲時の対応 「クマの錯誤捕獲防止のため「くくりわな」の使用を避けるよう指導する。」については大いに是とします。狩猟者への錯誤防止の必要性への啓発も引き続き強化されることが望まれます。掲載されている箱わなを使用する際の注意事項も当たり前のことながら是としましょう。しかし、錯誤防止用にイノシシ等他獣捕獲目的の箱わなの天井部への脱出穴取り付け促進が抜けています。</p> <p>しかし私が見た範囲では貴鳥取県では「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画」にもHP画面にも脱出穴取り付け啓発が見当たりません。これは早急に対処することが望まれます。</p> <p>トラップハッピー（クマが誘引餌に餌付いてしまい何回も檻にやってくる現象）の発生について、はクマがかがんでエサだけを取るクマ専用ドラム缶檻においてはそのような例もあるようですが、これは錯誤捕獲には該当しませんね。逆に脱出穴（口）取り付けを奨励している県でそのような事態が恒常的に発生している例を私は寡聞にして存じ上げません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人身被害防止の観点から、計画 p 18「留意事項」に有害捕獲にクマ用の強固な箱わなの使用を推奨しています。
8.	<p>P9 等（放獣関連）表 4. 鳥取県におけるクマの捕獲状況等</p> <p>P15 「③錯誤捕獲の防止と捕獲時の対応」について貴県にては錯誤捕獲個体が、他県における住民の反対による捕殺への変更の多さと異なり、おおむね円滑に放獣されていることは高く評価します。</p> <p>幼獣については遠隔地放獣はその後の生存が懸念されるがゆえになるべく捕獲地に近いところでの放獣であるべきことは言うまでもありませんが、親子グマ、幼獣（遠隔地放獣の場合の生息困難）への放獣の際の配慮についても同様に評価いたします。</p> <p>クマは長寿獣です。数十年は自然の中で生きていかなければなりません。抜歯あるいはそれに類する行為を中止を視野にいれた御検討をされたしです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個体群の安定的維持を図るために必要な年齢査定に伴う抜歯作業は、捕獲個体に不要な負担がかからないよう注意をはらい必要最小限に留めて対応しています。
9.	<p>P18 【留意事項】には「◎有害捕獲許可を得て原則としてクマ捕獲用箱わなにより有害個体を捕獲し、殺処分を原則とする。ただし、親子グマ、子グマの場合は放獣を検討する。」ともあります。たとえ有害駆除の檻であっても、捕殺か放獣かの判断は捕獲後にする形で、一応はクマ専用檻を使うよう提起いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に則して有害捕獲した個体は殺処分、錯誤捕獲個体は放獣対応しています。人身被害防止の観点から、計画 p 18「留意事項」に有害捕獲にクマ用の強固な箱わなの使用を推奨しています。
10.	<p>その他（ページ不明）</p> <p>貴県では県・及び市町職員が殺処分体埋設には立会いが義務付けられハンターなどによる熊の胆などの私物化（役得）はできない監視システムになっていることを確認しました。当然のこととはいえ高く評価します。ゴミ処理業者に埋設させて市町、県の正規職員が立会う形でもよろしいかと思えます。性善説での対処は時代にそぐいません。また埋設ではなく正規職員立会いを前提とした焼却処分への変更でもかまわないと考えます。</p>	<p>—</p>
11.	<p>P31 等「・放獣は、麻酔班と安全管理班が協働で実施する。・放獣時の麻酔からの覚醒状態の把握及びクマの健康管理については、麻酔班が責任をもって行う。」麻酔捕獲の主導者たる獣医師や保健所とのさらなる密な連携が望まれます。また昨今、薬物犯罪対策として</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では現在、専門人材を有しクマの生態にも精通している県外専門機関に放獣作業を委託しており、知識・経験を有した獣医師と専門スタッフが麻酔捕獲を行っています。

		<p>国がケタミン規制に振り切ったことは麻醉捕獲にとっては各地で効能の面で不具合も出ているとも仄聞です。そこで他県とも連携したうえ、野生動物や動物園逃亡動物の麻醉捕獲については特例を認め規制前のケタミン使用が可能になるよう求めていくべきです。同捕獲使用場所に制限がある場合も同様です。</p>	
	12.	<p>P19 「被害防止対策だけでは被害を回避できない程度に個体数水準が高くなった傾向がみられる場合には第二種特定鳥獣管理計画の策定、狩猟解禁の実施を検討し、必要に応じて、県内の生息頭数の削減を図る。」現時点での言及は早急すぎます。政治家からの安易なレジャー猟解禁論であるならばさもありなんです。所詮は票で動く人種です。はたしてクマ猟解禁をのたまう政治家は生態系や乱獲のもたらすもの、狩猟者、猟犬、銃器からの住民の安全および県警の見解、殺生趣味導入の教育的影響、自由猟で得た熊の胆のもたらす薬事法に関する懸念等、票には無縁といえども本質的な事象を学んだうえでの解禁論なののでしょうか？まさか狩猟関係者からそれらのことを学んだ上での発言なののでしょうか？正視眼に基づかないイケイケドンドンの提起は政治家の資質を問わず誰にでもできます。対象が利害関係者ではなく自然に属するヒト科以外の生物ならなおさらです。こんな簡単な提起はありません。また、当局が事なかれ主義でそれらを唯々諾々と受け盲従することも安易なことです。何しろ、相手は利害関係者ではなく物言わぬ自然なのですから。ただし、賢明なる鳥取県当局等におかれては、そのような提言（圧力）の安易な引き受けは今からでも大いに再考の余地はあるのではないのでしょうか。狩猟者（団体）や政治家など外部からの安易な狩猟解禁論に対しては貴行政としての矜持に期待し、たとえ解禁しても手負い個体を作り出すことでの危険創出や、冬眠親子グマ狙いたる穴猟や幼獣殺戮等々での乱獲性、非倫理制からも毅然として禁猟を貫くべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に則して個体数水準の増減動向に見合った対応を随時検討します。
8	13.	<p>根本的には、今回の保護計画案のP26にあるように、クマ等の野性動物が落ち着いて、人家近くをうろつくことなく生活できるためには、多様な森づくりを全県、全課あげて取り組むべき、と思う。そのことこそ、「環境王国鳥取県」のめざす方向だと思う。このページの文の終わりは、「推進する」「促進する」「検討する」「整備を行う」等の言葉でくくられている。しかし、これではいつするのか、あるいは現在しているのか、もわからない、極めて曖昧な表記でわかりにくい。実際に間伐等をおこなっているのだから、「現在はこれこれの進捗状況であり、今後いついつまでには、ここまでする！」ともっと具体的に書かないと、やらないことの逃げ口上にすら聞こえてしまう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画 p 2 6 「クマの生息環境の整備」に則して、引き続き地域の森林所有者等の合意形成に努めていきます。
	14.	<p>さらに「環境王国鳥取県」をめざすためには、次の「県民の合意形成」こそ必要なものだと思う。「邪魔なもののは殺してしまえ！」と考える人が、意外に多いことは、県内での教育のレベルの問題である。多様性こそ、さまざまな意味において、私たちの人生と生活の充実をうむものであることを、まず県職員はじめ、各市町村職員の基本認識として求めたい。そしてそれを、県民レベルにも広めてほしい。個体数水準3から4、4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画 p 2 6 「合意形成」、p 2 7 「実施体制」において、ツキノワグマの保護・管理に要する体制整備を図っていく旨を記載しています。

		から3は、極めて流動的であるから、捕殺には十分考慮してほしい。推定も一か所に任せる、のは危険だ。ある日突然、気づいたらクマの姿が一頭も見えない、ということのないように。	
9	15.	p. 2 「平成 27 年の調査の結果、鳥取県の生息数は、中央値で 654 頭 (90%信頼限界で 456 ~ 892 頭)、推定された平成 17 から 27 年の平均自然増加率は、中央値で 19.9% (信頼限界で 11.1 ~ 29.0%)」 推定の根拠資料を提示されたい。そうでなければ推定数は信頼性の低いものとなる。 自然増加率 19.9%はイノシシとほぼ同程度であり、繁殖率の低いクマの値として信用できない。なぜ、このような荒唐無稽な数値が出るのか理解できない。クマの移動が大きくなり、兵庫県のクマもカウントしているのではないかと考えられる。	・ 個体数推定の根拠は、計画 p 2 に記述のある「鳥取県特定鳥獣生息実態調査業務報告書」(野生動物保護管理事務所、2016) です。
	16.	現行計画においては、「平成 22 年の調査の結果、鳥取県では平成 22 年末の段階で 250 頭から 400 頭程度までに増加」と記載されており、この案の内容では現行計画と生息数で整合性が図れない。 兵庫県の隣接県の生息分もカウントした上に自然増加率もあり得ない水準に設定した過大推定に引っ張られて、鳥取県も値を上方修正しているように思われる。誰かがクマが増えているということを声高に言うと皆が付和雷同して増えていると言ってそれがあたかも事実のように捉えられているように思われる。 科学的管理というのであれば「クマが増えた」という流言飛語に惑わされずに誠実に推定して頂きたい。 また隣接県の生息数を単純に加算して個体群生息数を求めることは適切ではない。ダブルカウントの恐れがある。また推定方法が異なっているものを合算できない。	・ 1 1 次計画の個体数推定方法は、1 2 次計画のそれと異なる手法を採用しています。
	17.	p. 3 「2010)のクマ類の個体数水準(図2)によると、鳥取県単独では個体数水準3(危急地域個体群)に達した可能性もあり、東中国地域個体群全体では個体数水準4(安定存続地域個体群)に達した可能性もある。」 図2はあくまで成獣の個体数基準である。貴県の推定値は総個体数であるため、図2の数値を総個体数基準に変換しなければ意味をなさない。成獣数と総個体数の違いを明記しなければ誤解を与えることになる。 p. 7 「東部では農耕地の占める割合も比較的高く、人の生活圏近くでクマが生息している状況が示されている」 この記述は人里で目撃数が増えても生息数が増えているとは限らないことを裏付けている。	・ 計画 p 1 4 「個体数水準と捕獲上限割合及び保護・管理の目標」を掲載して対応しています。
	18.	p. 13 「地域住民の精神的被害を含めた被害を発生させた場合は、有害捕獲の許可により捕獲を実施する」精神的被害を被害に含めるといくらでも鳥獣捕殺が可能になる。従って精神的被害を含めることには同意できない。なお、p. 13 の表において個体数の箇所成獣の表記がないので入れる必要がある。	・ 精神被害については、人の生活ゾーンへの出没等が確認された場合を想定している。計画実施において適切な運用を図っていく。
	19.	表中に「人身事故個体等の有害捕獲は実施可能」とされるが、クマ生息ゾーンでの人身事故はそもそも人間側の自己責任であり、駆除する必要は全くない。このようなことをするから非難されるのだということをよく認識しておいて頂きたい。また人身事故等々を	・ 人の生活ゾーンで人身事故が発生、逃走したい個体を想定しており、クマの生息ゾーンにおける不必要な有害捕獲の助長にはつながらないと考えている。

		用いていることの意味が不明確である。	
	20.	p. 15 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づき、狩猟による捕獲を禁止する。」大いに評価する。	—
	21.	「広域的な視点から保護・管理を行うため、権限行使のあり方を検討する。」安易に市町村に権限移譲することは適切ではない。	・ 出沒・被害状況など地域の実情を踏まえ、必要に応じて市町村への捕獲許可権限を委譲して、迅速かつ適切に被害防止対策が講じられるよう体制整備に努めています。
	22.	p. 19 「本県では、被害発生防止の観点から平成 22 年度及び平成 28 年度のような大量出沒が発生するような生息頭数を許容することは難しいことから」この文言は、大量出沒は生息数が増加したことに起因していると決めつけているように思われる。生息数一定においても状況次第で大量出沒することはあり得る。生息数が増えたから大量出沒したと断定するのは狩猟解禁を目指す思慮を欠いた一部研究者の妄想である。生息数が増えたから出沒が増えた、出沒が増えたから生息数が増えたといった俗論は何の科学的根拠も持たない。このような単純な考えで物事に対応しようとする研究者が存在することは甚だ遺憾である。行政はこのような一部研究者の主張を鵜呑みにするのではなく、生息状況の報告書等の内容についても検討を加えていただきたい。クマの生息数が一定であっても出沒数が増加することが現在、地域における問題なのであり、それをいかに解決するかが行政の手腕なのである。その意味では防除や生息地管理にもっと紙幅を割くべきである。	・ 個体数推定や出沒情報等の科学的情報、知見を参考に計画実施を図っていくこととしています。
10	23.	1. 今回の保護管理計画は先回と比べて進歩していると思います。担当者が板挟みで苦悩した状況が読み取れます。残念なことは頭数値の根拠が他県やコンサルに頼っている現状で推定表記された頭数値は信ぴょう性に私は疑念を持っています。 2. 子どもたちが大人になって「鳥取には動物や植物やきれいな自然があり生まれてよかった」と思われる取り組みとなるよう期待したいです。私（県民）も協力します。 3. 固い文言ではなくわかりやすいスローガンのものを表紙のうらに入れたらどうでしょうか？例えば「緑豊かですべての動植物と人との共存する鳥取県を目指そう！」	・ 計画 p 2 6 「合意形成」に記載しているとおり市町村、関係機関が協力し、クマ学習会により情報提供、意見交換が図れるよう検討していきたいと考えます。
	24.	p 2 「生息数の状況で中央値で654頭（90%・・・）」とあるがおそらく推定数予想グラフ値と思われるが図示されていないので解読できない。この、グラフはおそらく右肩あがりの推定されていると思うが、どの基準値をもとに、どのような数値もとにどのような計算値で算出されたのか、別紙でもよいので開示するべきだ。「平均増加率」ともいっているが減少もあるのではないか。	・ 生息数の推定方法の詳細は、計画 p 2 に記述のある「鳥取県特定鳥獣生息実態調査業務報告書」（野生動物保護管理事務所、2016）に記載されており、必要に応じて開示しています。

25.	p 1 1 上記と通じることだが「鳥取県内に生息するクマを一つの個体群として推定生息数に基づく管理」とあるがクマの行動範囲は100km ² にあると一部の研究者では言われているが県境から鳥取県に流入、流出したものはどう計算するのか？東中国個体群の総合的に管理していく必要があるのではないかな？	・計画p 2 7「実施体制」に記載しているとおり隣接府県との情報共有、連携強化を図っていく予定です。
26.	p 1 2 奥山が荒廃しているため現在のクマ棲息地は里山がほとんどだと思われるが平成28年のクマ目撃情報(495件)地点と設定しようとするゾーニング200m内はクマがどれだけの数がいるのか？	・200mは概ねの数値であり、あくまでも地域の実情、被害状況等を勘案して、県と市町村がゾーン設定を検討します。また、クマは広域を移動するため、そのような生息数の把握は困難です。
27.	p 1 5 船岡町の人わざわざに鳥取市のコイン精米にきて「いのしし」の箱罌に使う「米ぬか」ということで分けてあげました。知っている人はわかると思いますが米ぬかは臭いがありクマは誘因すると思えます。錯誤捕獲増えているのも一つの原因であると思えます。文言の「箱なわを使用する場合は梨、柿等」の等に米ぬかを含むことを明記したらどうでしょうか？	・計画p 2 2「生活環境の整備」、p 2 5「周辺環境を改善する対策」に誘引物の除去及び撤去について記載しています。
28.	p 2 2 人身被害防止対策なのにクマの生態の把握はどうか？それをいうなら「啓発活動の積極的推進」とかの表現がよいのでは？また啓発活動を具体化する表記も必要ではないかな？	・計画に記載のとおり、クマの生態や遭遇回避対策などの学習会を開催し普及啓発を推進していきます。
29.	p 2 5 「モデル地区」の設定の項は大変よいことだと思います。	・集団的に侵入防止柵等を導入している事例を把握、他地域への波及が出来ないか検討します。
30.	p 2 6 国有林との連携で「・・・検討する。」とあるが森林関係課、農業関係課と協議し早急に目標設定をするべきではないかな？5年前やその前5年前も検討するで終わっている。本気度が求められる。	・計画p 2 6「クマの生息環境の整備」に則して引き続き地域の森林所有者等の合意形成に努めていきます。
11	31. 1、そもそもクマは里山に生息する動物である。奥山へは冬眠のために登っていく。強い個体ほど高い場所へ行く。 2、そもそもクマは人間が恐ろしいと思っている。だから、なるべく接触したくない。しかし、一端人間が弱いと思ったら強攻となる弱みを見せたらダメ。人間はあくまで強い者と思わせておく。 3、そもそもクマは頭のよい動物である。学習能力もあり、「教えれば」集落に現れることも減ると考えられている。 4、従って、本来の生息域である里山と集落との区別をはっきりさせ集落に現れたら、徹底的に怖い思いをさせられるよう学習させる 5、集落に現れたら即刻殺処分するのは簡単なんだろうけど(集落も喜ぶだろうけど)、あまりに人間の身勝手すぎる。 6、そもそも、外人が驚く日本の美德のひとつに「人と野生動物の共生」がある。江戸時代の終わりの開国に伴い訪れた西洋人が野生動物がうようよしている、うまく人と共生しているのを見て大変驚いたということである。西洋(特にヨーロッパ)では、即	・計画に則して、人とクマとの共存が図れるようゾーニング管理(棲み分け)を実施するとともに、計画p 2 6「合意形成」、p 2 7「実施体制」において、ツキノワグマの保護・管理に要する体制整備を推進していきます。

		<p>刻皆殺しが当たり前だと聞いたことがある。だから、景色に動物の姿が見られないのかも。そんな日本にしているのでしょうか？</p> <p>7、今話題の教育勅語は別にして、本来の日本人の美德とされる「野生動物との共生」に向けて知恵を出してください。繰り返しますが、「殺す」のは簡単です。</p>	
12	32.	<p>全体を通しての意見</p> <p>狩猟禁止を継続していくことや、ゾーニングを行って棲み分けをしていくという案には、高く評価できる。今後とも、こうした保護体制を貫いていただきたい。しかし、生息地復元や、被害防除対策に関しては、多くの記載があるが、具体的な実施事例や対応策を提示して頂く必要がある。</p> <p>また、個体数水準が高まったときに、個体数調整や狩猟等の山の中でもクマを捕獲できる体制について検討しているが、それらの行為は避けるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画 p 2 6 「合意形成」に記載しているとおり市町村、関係機関が協力し、クマ学習会により情報提供、意見交換が図れるよう検討していきたいと考えます。
	33.	<p>p 3 上から2～3行目</p> <p>「分布面積」とは、クマが生息していると思う（個体群の）分布面積か？目撃・痕跡が確認された場所の分布面積のことか？明記すべき。</p> <p>目撃や痕跡数などの出没数が多いから、クマの数が多いとはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃・痕跡・捕獲数等に基づいて、クマの生息が推定された地域の面積を意味しています。ご意見は今後の生息数推定の参考にさせていただきます。
	34.	<p>兵庫県側の東中国クマ生息地は、下層植生が衰退し、スギやヒノキの人工林が広く分布していて、クマが生息できるだけの豊かな自然環境が損なわれている。したがって、生息地が荒廃しているため、分布面積が広いから、生息数が多いとは限らない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の生息数推定の参考にさせていただきます。
	35.	<p>p 7 図4</p> <p>植生分布は、針葉樹とひとまとめにするのではなく、スギ、ヒノキの人工林分布も可視化すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見やすさの観点から針葉樹としたものです。植生分布の詳細は環境省の植生調査報告書等をご参照ください。
	36.	<p>p 8 表3</p> <p>県内の人工林面積が、全く減少していないので、自然林に戻せるところは、戻していくべき。</p> <p>平成 2年度：人工林面積：118000ヘクタール、天然林100000ヘクタール</p> <p>平成 26年度：人工林面積：123000ヘクタール、天然林96000ヘクタール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画 p 2 6 「クマの生息環境の整備」に則して引き続き地域の森林所有者等の合意形成に努めていきます。
	37.	<p>p 8-9</p> <p>鳥取県として、環境省のガイドラインを基に捕獲上限数を決定し明記すべき。</p> <p>今年度、捕殺数71頭という過去最大値を記録しているが、環境省のガイドラインに則して捕獲上限数を考えてみれば、32-52頭に収めなくてはならない(654頭の5~8%、p16表4の段階2か3)。鳥取県として捕獲上限を何頭もしくは何%にするか決めて明記すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画 p 1 4 環境省ガイドラインの捕獲上限割合を参考として対応することとしています。
	38.	<p>p 1 2 ゾーニング管理</p> <p>今回の計画では、集落裏山の200mまでに、クマ有害捕獲罠をかけていいことになっているが、大量捕殺につながるため、山中にクマ捕獲罠を設置すべきではない。</p> <p>ゾーニングの区分は、環境省のガイドラインの通りに策定すべき。環境省は、ゾーニングを4区分設けてい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・200mは概ねの数値であり、あくまでも地域の実情、被害状況等を勘案して、県と市町村がゾーン設定を検討します。

	る。集落の裏山 200mの範囲で山中での有害捕獲ができるなどとはどこにも明記されていない。	
39.	p 15 個体管理 ①での、狩猟による捕獲の禁止を継続することは、高く評価できる	—
40.	クマに関しての有害捕獲の許可権限は、すべて県が持つべき。市町に移譲していると、ある市町では捕獲数が激増するなど、県下で保護体制を統一できなくなる。	・ 出沒・被害状況など地域の実情を踏まえ、必要に応じて市町村への捕獲許可権限を委譲して、迅速かつ適切に被害防止対策が講じられるよう体制整備に努めています。
41.	錯誤捕獲を未然に防止するために、箱罌への米糠の使用も禁止すべき。	・ 計画 p 2 2 「生活環境の整備」、p 2 5 「周辺環境を改善する対策」に誘引物の除去及び撤去について記載しています。
42.	p 16 ツキノワグマ出沒対応基準 ゾーンごとに、それぞれのゾーンに対応した出沒対応基準を設定したほうがよい。	・ 計画実施の運用の中で詳細を検討していきたい。
43.	p 17-18 人の生活ゾーンにおける対応 被害防除対策が十分に行われないうまま、クマを有害捕獲した場合は、放獣すべき。(兵庫県のクマ管理計画にはそのようなことが明記されている)	・ 計画 p 1 7 【第二段階】において誘引要因を特定し、誘引物を除去・撤去又は、電気柵等による防護を行うこととしている。
44.	p 19 個体数調整 大量出沒・捕獲年があったからと言って、クマの個体数が多い、もしくは安定しているとは言えない。このような年があったからと言って、個体数調整捕獲に乗り出すことは避けるべき。 大量出沒・捕獲年は、近隣県ともに堅果類の豊凶状況が悪いため、クマは行動範囲を広めて動き回り、目撃や痕跡が人里付近でも増えるので個体数の増加とは直接結びつかない。クマの数が多いのか少ないのかというよりも、奥山と里山にクマがどのように分布しているのか、地理的分布をモニタリングすべきである。	・ 個体数調整は、個体数推定や出沒情報等の科学的情報、知見を参考に実施を検討することとしています。
45.	狩猟解禁は絶対に避けるべき。狩猟というのは、山奥にいる、人里に出沒して被害を及ぼしていないクマまでも捕殺する行為である。 また、狩猟を行うことによってクマの個体数を減らすことができないことは、昨年度の兵庫県でのクマ狩猟結果 4 頭からうかがえる。北海道や東北地方でも、狩猟で捕獲するクマの数は最大でも 100 頭程度である。	・ 計画に則して個体数水準の増減動向に見合った対応を随時検討します。
46.	p 2 2 ②生息環境の整備 集落周辺のクマの潜み場所となる藪の刈り払いは、人間とクマの共存のために重要なことなので、予算をたててもっと行っていただきたい。	・ 刈り払いなどクマが出沒しにくい生活環境の整備について、地域住民との合意形成を図りながら、集落ぐるみの取組を推進します。
47.	p 2 3 ③クマに対する措置 クマの出沒時に、追い払いを行ってどのような効果があったのか、その事例を提示すべき。昨年度は大量出沒年だったそうだが、果樹園等で追い払いも数多く行ったと聞いている。 p 2 5 ① 「シシ垣くん(猪・熊タイプ)」を使って、どれだけの	・ 出沒情報から県・市町村が連携して動物用煙火類を使用した追い払いを実施している。内容を整理して、事例提示等を検討していきます。

		効果があったのかという事例を提示すべき。	
48.		p 26 ②森林環境保全税の活用 この森林整備事業は、次年度から行うのか、それともこれまでもやってきたものなのか。後者の場合は、どれだけの面積で行ったのか結果を提示すべき。	・計画実施の中で整理、検討していきます。
49.		p 27 ④生息頭数推定 奥山にどれだけのクマが生息しているのかという調査も行うべき。	・計画実施の中で整理、検討していきます。

③「鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）について

No. 1	No. 2	意見等	回答・方針
1	1.	・檻の設置、罠をしかける場合、人から見えにくいところに。	・計画 p 13 「狩猟者の確保」において技術的指導の実施について記載しています。
	2.	・市街地まで土地を荒らしているの、夜中に見張りをする必要があります。	・計画 p 12 「新たな捕獲体制の促進」に住民参加の捕獲体制の推進を記載しています。

④鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）について

No. 1	No. 2	意見等	回答・方針
1	1.	・県東部を中心に被害が出ているが、それが県下全域に拡大しないように対策を取ってほしい。	・分布拡大を抑制するため、計画 p 25 「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施」により、今後、県中部及び西部での捕獲強化を図っていきます。
	2.	・県境奥山の捕獲強化をしてほしい。山の奥にすみかがあれば、そこを攻略して捕獲してほしい。	・計画 p 25 「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施」により、平成27年度から県境奥山地域での捕獲強化を図っている。